

## 令和7年度 掛川社会福祉事業会 事業計画書

令和7年度も物価高、資源材料高、最低賃金改正、企業における賃金改善を含む雇用環境変化等の社会経済情勢に伴い、社会福祉事業の実施に際しては大変厳しい年度となることが見込まれます。中でも、事業を担う介護、看護等の専門職員の採用及び安定雇用が最優先課題ではありますが、労働市場においてのその立場は大変弱く他の産業に比較し劣位となっております。

そのような状況に対しては、人材確保対策検討委員会における確保手段の調査研究及び必要な対策、人材育成検討委員会での職員育成と定着に向けた対応策を全ての事業所で具体的且つ確実に実施して参ります。また近隣法人においても外国人採用が進められている状況にあり、当法人においても前述の委員会提案を参考とし、従来の職員募集、採用方法にとらわれず幅広く人材の確保手段を図ることと致します。

また事業、業務の承継についても課題が生じております。事業責任者や業務担当者の退職や異動により必要な情報の伝達や重要手続きが途絶えてしまい、事業実施の正確性、効率性が損なわれる事態が散見されます。特に、事業管理者層における前述の問題は深刻であり、適正な実施事業を担保するための法令順守徹底の観点からも改善に向けた取組みを進めて参ります。

またこのことは事業活動における生産性の問題にも関係します。成熟した仕組みに基づく実践を満たさない不完全な事業実施や属人化した業務遂行は、その実施プロセスや結果に不正確性や無駄な要素を帯びることが危惧され、事態収拾に常に人手と時間が割かれる等非効率性が顕著となります。余分な手間を掛けない、短い時間で且つ少ない人員でも事業が計画的に進行していくよう組織の生産性を高めるために、場面に応じてのアウトソーシングの採用をはじめ、先行している同種事業所の取組みを参考に、法人内における具体的な対応を取り纏め、早期に実施して参ります。

国では、社会福祉法人の事業活動形態として、効率性、収益性の観点から法人規模の拡大に向けての法人連携の必要性とその在り方が議論となっております。現在、推奨されている連携推進法人の形態は、当法人においてはその実現と継続において想定される課題が解消し切れていないこともあり、今年度も各種連携方法の調査研究を進め、現状課題の解決、法人にとって有益な連携の在り方を定めて参ります。

法人事業活動に係る主要な取組みは、委員会組織にて対応していくものでありますが、その実践は各事業体にて請け負う事柄が多いため、委員会、事業所、部署の棲み分けを適正に定義し、相互の理解のもと関係者が主体的に進めていくことと致します。

令和5年度より浮上しております養護老人ホームききょう荘についての掛川市における現時点での結論は、数年後に廃止するというのみであり、法人としてはこれからすべきことへの着手に戸惑いを感じております。しかしながら、7年度には新規入所者のききょう荘への措置は見送るとの掛川市の見解を得ていることから、現入所者の自然減少のみを現実的に受け入れていく状況が推察されますので、6年度以上に掛川市との情報共有、連携を密に状況に応じた適切な対応が図れるよう行動して参ります。

以上の趣旨のもと、令和7年度重点目標及び取組みは下記の通りと致します。

- (1) 理事会、評議員会の開催及び監査の実施
  - ①定款及び定款細則に沿った役員会の開催運営
  - ②事業計画及び予算の執行管理
  - ③理事・監事・評議員の任期満了に伴う改選
  
- (2) 「掛川社会福祉事業会10ヵ年計画」後期事業の実践
  - ①10ヵ年後期年次計画の当該年度事業実施
  - ②実施項目進捗管理の徹底
  - ③次期計画策定（令和7年度12月完成、令和8年度運用）への準備
  
- (3) 事業・業務承継の体系構築と対応実践
  - ①承継すべき項目整理と承継方法の確立
  - ②現に属人化されている対応及び事象の洗い出しと標準化を基本とした仕組作りへの移行促進
  - ③社会保険労務管理に係るアウトソーシングの活用
  
- (4) 事業活動における生産性の見直しと向上に向けた全社的取組みの実践
  - ①生産性向上に向けた取組みに対する理解促進と周知
  - ②事業所における生産性向上のための対応の具体化と実践
  - ③取組・実践に対する検証と必要な見直し
  
- (5) 人材の確保・育成・定着
  - ①新たな人材確保対策の採用
  - ②人材育成対策の体系及び取組みの検証と必要な改正
  - ③役職者による職員へのメンタルヘルス対応の促進
  
- (6) 実施事業の運営実態に係る適正性の確認
  - ①法人内部監査委員会による全事業を対象とした法令順守を主眼とする運営実態監査
  - ②各事業、業務における標準化シート、マニュアル活用の徹底
  - ③事業実施の決定プロセスの透明化と稟議、決裁手続きの厳格化
  - ④各種会議の開催内容見直しと体系整理
  
- (7) 法人諸課題の整理、分析と課題解消に向けた取組みの実践
  - ①管理職会議での諸課題の整理と役職職員への周知及び改善に向けての取組実施
  - ②社会保険労務士による専門的視点での各種規程の運用実態検証と必要な見直し
  - ③法人事務事業企画実践のための組織体系の検討

## 令和7年度 特別養護老人ホームかけがわ苑 事業計画書

### 事業方針

超高齢化社会を迎え更に高齢化が進んでいる中、介護サービスの需要が高まっておりますが、社会的な生産人口の減少に伴い介護人材の不足が深刻化しています。令和6年度の介護報酬改定では、基本視点の一つである「良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり」のため、「生産性向上等を通じた働きやすい職場環境づくり」が掲げられております。特別養護老人ホームかけがわ苑では、法人内事業所の先駆けとして令和6年10月、職員の業務改善や環境改善を目指す「生産性向上検討委員会」を発足しました。利用者ファーストのための職員ファーストを目標に、5S活動、ICT化や介護ロボットの活用を検討しながら、利用者の安全と職員の負担軽減につながる方策を模索し、限られた資源の中でサービスの質を向上しながら「職員がいつまでも働きたくなるかけがわ苑」作りを目指します。

令和6年度には7月と1月に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生いたしました。7月はうぐいすフロア（多床室）利用者のほぼ全員が感染してしまいました。今後も新型コロナウイルスや新興感染症への対応力を向上させながら、外出・外泊の継続、敬老会をはじめとした行事の実施、ボランティアの受入れや地域交流等の社会活動を積極的にすすめて参ります。

利用者サービスにつきましては、LIFE（科学的介護情報システム）を活用したPDCAサイクル（業務改善継続形式）の実施と、令和4年度に受審した福祉サービス第三者評価事業の結果を活用継続し、ご利用者の安全と介護サービスの質を確保するためにサービス向上委員会や安全管理部門と連携しながら取り組んで参ります。

また、入所待機者の順位を決定する優先入所検討委員会につきましては、昨年度、退所者や待機者の傾向の変化により臨時委員会を追加開催する必要性があったことから、委員会の開催頻度を見直して参ります。

医療と介護の連携推進や重度化防止に向けた取組みにつきましては、口腔衛生管理体制のもと、今年度も引き続き歯科医師の助言指導をいただき、介護職員を中心に看護師、管理栄養士と多職種で連携しながら積極的な摂食支援や口腔機能の維持に努めます。また、事業所の10ヵ年計画の後期目標にも掲げている介護と連動した生活の中での機能訓練の実施をすすめて参ります。

給食サービスにつきましては、介護職員の生産性向上を図る一環として食事配膳方法を見直し、今年度よりききょうフロア（個室）は介護職員による盛付業務を軽減するために温冷配膳車を使用した提供方式に変更いたしますが、多床室フロアにおいても食器の洗浄作業を厨房で行うことで介護職員業務の軽減を図り、ご利用者への処遇に還元できるように取り組むとともに令和8年度に向け、温冷配膳車導入の必要性について検討して参ります。

また、昨今の物価高騰及び人件費等の上昇により施設負担金が増大している食費につきましては、住民税課税対象者の利用者負担第4段階の方に初めて施設設定価格にて徴収

(値上げ)させていただきます。

防災・防犯関係につきましては、近年顕著に発生している甚大な豪雨災害を教訓に、垂直避難訓練の実施や防災設備と備品の充実を図るとともに、災害BCP(事業継続計画)に基づいた訓練と研修を行います。また地域住民や近隣施設等との協働による地域防災の体制強化に努める他、職員に対する防災や侵入者対策を含めた防犯教育をすすめて参ります。

社会的にも深刻化しております人材不足の課題につきましては、ホームページでのタイムリーな情報発信や就職相談会への参加、介護実習、職場体験の積極的な受け入れにより、かけがわ苑及び専門職の魅力を発信し入職に繋がるよう尽力するとともに、衛生委員会または役職者によるメンタルヘルス対策を高めながら、職員の定着と離職防止に努めて参ります。

### 事業目標

- ①利用者の確保(稼働率98.4%)
- ②廃用症候群の予防・改善と生活意欲の向上
- ③適切なケアマネジメントの遂行
- ④アクティビティ活動・余暇活動の充実
- ⑤働きやすい職場づくり
- ⑥災害・防犯対策の強化

### 具体的取り組み

- ①-1 WEB上から入手できる「入所申込書」を活用していただき、早い段階で申込みに繋がるようホームページで周知を図る。
  - 2 入院・退所による空床が発生した場合は、早期かつ積極的に入院経過等の情報収集を行い、空床利用に向けショートステイ受入担当職員と連携してショートステイの利用に繋げる。
  - 3 退所による空床発生から新規入所までの所要期間を14日以内に目標設定し、待機の上位者に対して事前のアセスメント及び診療情報提供書提出依頼を計画的に行い、現実的な入所準備を促すとともに、優先入所順位決定者には速やかな連絡を行い入所に対する明確な意思を持っていただくことで早期入所に繋げる。
  - 4 開催頻度ならびに開催方法を見直し、法令遵守に基づいた効率的かつ透明性の高い優先入所検討委員会を目指す。
  - 5 入所申込者の減少に伴い、地域住民や居宅介護支援事業所、地域包括支援センターをはじめ慢性期病院等への営業活動をすすめていく。
- ②-1 DESIGN-Rでの褥瘡評価を継続し、適正な褥瘡マネジメント加算に繋げる。適切な体位交換やポジショニング、十分な栄養補給等、多職種で連携し褥瘡予防、早期発見に努める。また、機能訓練としてのラジオ体操、口腔体操、ハンドマッサージを実施し

廃用性症候群の予防に努めていく。

- 2 スタンダード・プリコーションによる感染対策を徹底し、事業継続計画の見直しを図り、日々の処置を通して利用者の状態変化にいち早く気付くことで、ご利用者の安全を守っていく。
- 3 ご利用者のリクエストメニューの継続、手作りおやつを提供や給食委託会社による外食チェーンとのコラボレーション企画献立等、食に関する楽しみと食事サービスの向上を図る。
- 4 ききょうフロア（個室）に温冷配膳車を使用した配膳方法にすることで盛付業務を軽減し、利用者処遇へ還元する。多床棟の盛り付けも温冷配膳車を使用した配膳方法に切り替えるための検討を行う。
- 5 協力歯科医師の指導及び助言をいただきながら、ご利用者の口腔環境の向上を図り食事が安全に摂取できるよう多職種で連携する体制を整え、口腔衛生管理の充実に努める。

③-1 3ヵ月に一度、LIFEからフィードバックされたデータをサービス担当者会議にて活用、運用を定着させる。

- 2 ケアプランに則り標準化されたサービス提供を実践するとともに、ご利用者、ご家族の声を迅速にかつ真摯に受け止め、良好な関係作りを継続する。
- 3 令和4年度に受審した福祉サービス第三者評価事業の結果から改善点を抽出し、各職位及び各専門職（部署）がスケジュールを立て改善に取り組んでいく。
- 4 ケアプランの交付には、作成状況が可視化出来るようチェックリストを用いて管理を一元化する。
- 5 静岡県高齢者福祉研究大会の出展を目指します。

④-1 四季折々の季節を感じご家族とともに楽しめるような行事企画や学習と運動のカリキュラムを取り入れた療法レクリエーションを実施することで、楽しみを持ちながら身体機能の活性化に繋げていく。

- 2 多種多彩なボランティアを積極的に受け入れることでご利用者の楽しみが増え、社会性が維持・向上できるような施設生活をサポートしていく。
- 3 「私の暮らしシート」から導いたリクエスト企画を実施し、ご利用者一人一人に満足していただけるような余暇活動を提供し生活意欲の向上に繋げる。

⑤-1 介護人材の確保と定着の課題に着眼した業務改善や環境改善に取り組む。また、新任職員の定着が図れるようチーム全体で育成を行う。

- 2 生産性向上検討委員会を中心に、業務の効率化・ケアの質の確保、職員の負担軽減を図るために、ICT化や介護ロボットなど生産性の向上に向けた計画を立案し導入に繋げる。
- 3 業務マニュアル・標準化シートを作成活用し、定期的に見直し業務の標準化を図る。

- 4 ご利用者の状態変化への迅速な対応と、介護職員の不安軽減、看護職員の負担軽減のための夜間オンコール代行サービスの導入を目指す。
- 5 ハラスメントに対する正しい知識を持ち、指針やマニュアルを運用または服務規程を遵守しハラスメント防止に努め、働きやすい職場環境を作る。

- ⑥-1 有事における事業継続に備え地域住民や消防署の協力のもと、総合防災訓練の実施のほか地震、水害と災害の種類ごとの避難訓練を実施し、災害時安否確認システムを活用した訓練を実施する。
- 2 防災・防犯委員会を中心に災害時のBCPの周知及びBCPに基づくシミュレーション訓練を実施する。長期停電を想定した備蓄品・備品を整備し、全職員が取扱手順を習得し有事に備える（防災教育）。  
また、定期的な点検やBCPの見直しを行う。
  - 3 侵入者対策として不審者侵入防止マニュアルの周知を行い職員・利用者の安全を図る。侵入者対策に必要な備品の取扱い手順の習得を徹底する（防犯教育）
  - 4 近隣住民、周囲の商業施設や施設等と担当者レベルで打合せを行い、地域防災の共助体制を構築する。

# 令和7年度 かけがわ苑短期入所生活介護事業所 事業計画書

## 事業方針

かけがわ苑短期入所生活介護事業所は10か年計画の後期目標達成に向けた取り組みを行って参ります。医療を必要とされる方や緊急ショートを受け入れを行い、居宅介護支援事業所との信頼関係を構築しながら「皆に選ばれる施設」を目指して参ります。

介護サービス計画書の作成、評価につきましては、情報とケアの連携のもと記録ソフトを活用した適正な事業実施とサービスの質の向上に努めます。

サービス提供におきましては、感染症対策を徹底するとともに、喫茶やハンドマッサージ、外出行事等を企画し定期的実施することで顧客満足度を高め、リピート利用して頂けるよう努めて参ります。

## 事業目標

- ① 標準予防策による感染対策を継続しながらも緊急ショートも積極的に受け入れるとともに新規利用者獲得をし、継続して利用をして頂くことで常に安定した稼働率を目指します。(目標：稼働率90.0%)
- ② 機能訓練指導員による生活機能の向上を目的としたサービスや毎月の行事提供と、多職種連携によるショート喫茶を毎月実施する。療法レクリエーションや外出行事の実施により身体機能の維持・改善と余暇活動の充実を目指します。
- ③ ご利用者の個別ケアの実施と円滑なサービス提供を行なうとともに、多職種で記録ソフトの活用を強化し重度化の防止と状態の維持・向上に努めます。

## 具体的取り組み

- ①-1 有事に備え、感染防止委員会と連携し事業継続計画(BCP)や感染症対策マニュアルの周知を図り、研修や訓練を行う。
  - 2 新型コロナウイルス等の感染症への標準予防策を継続し、体調管理マニュアルに基づき、ご利用前の体調確認を徹底することで可能な限り施設内へのウイルスの持ち込みを防ぐ。
  - 3 社会福祉法人としてのセーフティネットの役割を理解し、緊急ショート利用者を可能な限り積極的に受け入れる。
- 
- ②-1 希望されるご利用者にベビーオイルでのマッサージを実施し、血行促進による疲労回復や副交感神経の刺激で得られるリラックス効果によって健康の増進を目指す。
  - 2 特養入所者とともに楽しめる毎月の行事参加と、外出行事を企画実施し、利用者の五感を刺激して意欲向上と活性に繋げる。
- 
- ③-1 記録ソフトを活用し、サービス計画書の評価・分析を行い日々のケアに反映させる。
  - 2 介護事業所間の業務の効率化を図るため、ケアプランデータ連携システムの導入等によりICT化を促進していく。

# 令和7年度 かけがわ苑通所介護事業所 事業計画書

## 事業方針

日本の人口が最も多い団塊の世代が75歳となる、いわゆる「2025年問題」の年度を迎えました。5人に1人が後期高齢者となることで介護する人材が不足する、また5人に1人が認知症になるとも言われている中、通所介護事業所では生産性向上検討委員会において、魅力ある事業所、働き続けられる職場環境作りを検討し、ICT技術の導入等により介護負担軽減などの方策を考え、軽減された時間をご利用者への時間に充てることで、認知症の進行防止や健康寿命を延ばすことへ繋げて参ります。

また地域包括ケアシステムの構築として、ご利用者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、通いたくなる通所介護事業所を目指しながら、法令遵守を念頭に置いたサービスの点検、ケアプランに基づいた通所介護計画の作成とサービス実施を行います。引き続き、全職員に対してコンプライアンス研修を実施し介護保険制度理解を高めて参ります。

## 事業目標

### ① 利用者確保

安定した経営状況を確保するため、1日平均の要介護利用者数を22名とし、稼働率の維持向上と効率的な事業経営を目指し、稼働率増加を図る。

### ② LIFEの活用

3ヶ月に1回LIFE（厚労省科学的介護情報システム）へデータを提出し、LIFEからのフィードバック情報をケアマネジャーと共有を図りながら、通所介護計画書の評価や作成に繋げる等、事業所運営にも活用していく。

### ③ 委員会活動の充実

#### 1) 感染防止委員会

委員会を2ヶ月に1回開催し、教育研修（年1回）、訓練を年1回以上行う。全職員に周知徹底を行い、感染予防に努める

#### 2) 虐待防止・身体拘束廃止委員会

虐待の発生又は再発防止のための措置として、委員会を2ヶ月に1回開催し内部研修を年2回以上行う。

#### 3) 事故防止委員会

事故発生時の適正な処置や対策をとるための委員会を2ヶ月に1回開催し内部研修を年2回以上行う。

#### 4) 防災委員会

南海トラフ地震に備え、福祉避難所としての機能周知と理解を更に深め、災害に備えるための研修や訓練を行い、BCPの見直しを図りながら職員への周知徹底を行う。

#### 5)安全衛生委員会

委員会を定期的に開催し、労働災害防止の措置や啓発に努める。また職員のストレスチェックの検証を行う

#### 6)生産性向上検討委員会

業務効率化と介護の質の向上を図るため、職員が働きやすい環境改善を目指す。

#### ④ 法令遵守の徹底

県から示される介護保険施設等指導方針や集団指導に基づき、運営上の重点事項を把握し整備を進める。全職員が介護保険制度理解を深め適正な事業に繋げるための内部研修を開催。

#### ⑤ 福祉サービス第三者評価事業受審の準備

令和7年度は第三者評価事業について内部研修を開催する等して職員の理解を深め、令和8年度に効果的な受審が行えるよう備えていく。

#### 取組項目

- ① 関係事業所には毎月実績配布時に空き情報を提供するとともに、それ以外の機会にも積極的に営業を行いながら情報共有と連携を密に行う等して事業所平均稼働率の向上に努める。また、事業所広報誌「和顔愛語」の発行やホームページで事業所の新着情報（ブログ等）を掲載し、利用者・ご家族及び関係機関や地域の皆様へ事業案内を図り、口コミでの利用を広げていく。
- ② LIFE加算の知識を深め、3ヶ月に1回確実に厚労省へデータ提出を行った上でLIFEからのフィードバックをケアプランや通所介護事業計画に基づき、介護現場で活かすことができるよう努めていく。
- ③ 感染防止委員会については、看護師を中心に利用者の日々の体調に気を配りながら、蔓延防止に努めていく。虐待・身体拘束委員会は虐待の芽チェックリストを年4回行い、集計結果を職員に周知し利用者の尊厳の保持や人格を尊重するための措置を講じていく。事故防止委員会で日々のヒヤリハットや事故についての対策を検討し周知・徹底していく。防災委員会については、毎月訓練を実施し、職員の防災意識を高め、非常時に備えていく。またBCPに基づく訓練等を通し、BCPの見直しを図るとともに福祉避難所における開設、運営マニュアルを職員に周知し、より理解を深めていく。生産性向上検討委員会を3ヶ月に1回開催をし、現場の課題の見える化を図り、業務改善に向けての取組を行なうため、「気づきシート」に基づき、実行計画、改善活動を行っていく。
- ④ 管理者及び生活相談員は介護保険改正の内容と解釈の積極的な把握に努めるとともに、法人の事業所監査委員会における内部監査チェックリストを活用して事業点検を定期的に行う。また、県の介護保険サービス提供事業者説明会（集団指導）を聴講し、法令や介護保険制度を再確認し、内部研修にて事業所内職員への制度理解を促す。またその他の外部研修へも積極的に参加し、研鑽に努める。

- ⑤ 第三者評価事業の受審のため、職員へ内部研修を行い、事業目的や実施効果、評価項目の理解を行った上で自己評価を試行する等、準備していく。令和8年度に向けて評価機関の選定などに取り組んでいく。

# 令和7年度 かけがわ苑居宅介護支援事業所 事業計画書

## 事業方針

令和6年度の介護保険法改正で求められた多様化・複雑化する課題に対応するため、主任ケアマネジャー中心に適切なケアマネジメント手法を取り入れたケアプランの作成を取り組み、地域包括支援センターや他機関主催の事例検討会や研修への参加で知識を習得することで更なるケアマネジメントの質の向上を目指すとともに法令遵守に努めます。

ICT化の実現から業務のスリム化と効果的なアセスメント力を身に付け、目標達成を意識した業務を推進することで職員が働きやすい環境を整備するとともに、ご利用者やご家族にも効果的なサービスとして還元できるよう努めて参ります。

## 事業目標

### ① 利用契約者の確保

安定した経営状態を確保するため、1ヵ月当たりの事業所合計175件（管理者30件、正規職員1人あたり40件、非常勤1人あたり25件）を目標とし、ICT化が実現される7月以降は180件（管理者30件、正規41件、非常勤27件）を次なる目標とする。予防給付の目標件数は月25件、要介護認定調査は月1件受託を目標とする。

### ② 質の高いケアマネジメントの推進

主任ケアマネジャーを中心に適切なケアマネジメント手法を取り入れたケアプラン作成を行うことで居宅全体のケアマネジメントの資質向上と法令遵守に努める。

### ③ 地域包括ケアシステムの推進

事例検討会や研修等を活用して各関係機関との連携を密に行い、多職種協働による医療サービス・介護サービスを紹介できる関係を構築する。

地域包括支援センターとの連携で必要な社会資源の発掘と共有を行うとともに多様化・複雑化する課題に取り組めるケアマネジメントの向上に努める。

### ④ 人材育成

今後予測されるケアマネジャーの高齢化と人材不足の観点から、令和6年度に引き続き主任ケアマネジャーの新規取得とともにキャリア別研修へ積極的に参加して全員のキャリアアップを図る。

### ⑤ ICT機器の活用、実践

ケアプランデータ連携システムの導入や既存ソフトの活用拡大、端末の新規入替や運用方法の見直しにより業務のスリム化と効率アップを図ることで安定した経営状態の確保、ならびに職員が働きやすい環境の整備、利用者へのサービス還元へ繋がるように努める。

## 具体的取組み

### ① 各地域包括支援センターはじめ病院や関係施設等へは営業を目的とした訪問を行うこ

とで職員全員が常に新規獲得を意識する。

目標達成後も職員全員で新規所得（訪問、アセスメント）に取り組み、協力体制を築く。

- ② 実績管理表の活用と主任ケアマネジャーによるケアプラン点検及び管理と諸加算の算定要件等の確認を確実に行う。

医療職の基礎資格を持つケアマネジャーからの助言を活用することで定例会議の充実及び内部研修の計画的な開催を継続する。

介護支援専門員実務者研修においての見学実習の受け入れを行う。

各事業継続計画（BCP）の運用管理に努める。

- ③ 各地域包括支援センターはじめ他関係機関が主催する事例検討会、研修等に参加して多様化・複雑化する課題に対して解決する力を身に付ける。

高齢者を支える支援体制作りの担い手となるために積極的に地域ケア会議へ参加する。

医療職の基礎資格を持つケアマネジャーが他機関医療職との連携の中心となり、事業所内の他のケアマネジャーへ繋げることで各自役割を意識する。

- ④ 令和6年度に引き続き、主任ケアマネジャー新規取得で安定した職員体制を継続するとともに職員全員のケアマネジメントの資質向上を目指した研修へ参加する。

継続した雇用を確立するために、ハラスメント対応の充実を図り、キャリアアップできる体制を構築する。

- ⑤ ICT化の実用と各機器を活用した業務（オンライン研修への参加、会議開催）を行い、ケアマネジメントの資質向上と業務の効率化を図るとともにセキュリティ対策を行うことで個人情報の漏洩等防ぎ、訪問先でも安全に活用する。

令和7年度 掛川市西部地域包括支援センター事業計画書

1	委託事業	地域包括支援センター業務
2	事業期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
3	担当圏域	掛川市西部地区 (桜木、原谷、和田岡、原田、西郷、原泉)
4	職員体制	別紙
5	担当圏域の実情・ニーズ・地域課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独居や高齢者世帯の増加、親族がいても家族関係の希薄化から早期に異変に気づきにくく、重度化してからの相談となり支援調整が難航する傾向があります。</li> <li>・ 経済的問題や家族力の問題、病気への理解不足等から在宅での生活を余儀なくされ「孤独死」「事故」等に結びつく状況が発生しています。</li> <li>・ 山間地での少子化が進み、交流の場が減少しています。</li> <li>・ 「見守りネットワーク」組織の立ち上げは年々増加しているが、ネットワークの構築「実践的な活用」にまで至ることができていない状況があります。</li> <li>・ 地域住民の関係性も変化しプライバシーの侵害や価値観の違いにより調整が難しく、コロナ禍で地域活動等も停滞してしまい、地域組織の在り方にも変化が生じ、協力的な住民の育成や役割の引継ぎも課題となっています。</li> </ul>
6	西部地域包括支援センターの方針	<p>(1) 地域包括ケアシステムの構築</p> <p>団塊の世代が75歳以上となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を図るため、地域包括が市と一体となって地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進します。</p> <p>(2) 専門職によるチームアプローチ</p> <p>地域包括に配置された社会福祉士、保健師（看護師）、主任介護支援専門員の資格を持った職員が、多様化、複雑化した相談等に対応するために、それぞれの専門性を活かし、連携、協働しながら問題解決</p>

		<p>を図る。“チームアプローチ”を実践します。また、地域の保健・福祉・医療・介護の専門職やボランティア、民生委員等関係者と連携を図り、活動します。</p> <p>(3) 公正性・中立性の確保</p> <p>地域包括は、市の介護、福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正かつ中立性を確保し、その運営に関する費用は介護保険料や国、県、市の公費によって賄われていることを十分理解したうえで、適切な事業運営に努めます。</p>	
7	事業別の実施内容 ○を記入する。	※各包括ごとの当年度重点取組に	
事業、業務名	具体的な取り組み（何を、どのように）	数値目標	重点取組
① 総合相談支援業務			
実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員と協力して実態把握調査を行い、その情報から必要に応じて訪問、再訪問をふくしあ行政と連携し相談対応をします。</li> </ul>	実態把握調査 1回/年 実態に応じて訪問	
総合相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容に応じて3職種で協議し適切な対応に努めます。相談内容により、関係機関や有効な社会資源と連携してサービスの利用や支援策を提案して行きます。</li> <li>重層的な支援について体制等を考察して行きます。</li> </ul>	随時	
② 権利擁護業務			
高齢者虐待の早期発見、早期介入	<ul style="list-style-type: none"> <li>様々なルートから寄せられる虐待の通報や相談に対し早急に情報収集、事実確認を行い、関係機関と連携して早期介入に努めます。そのための関係機関との関係性の構築を図ること、対応の知識や技術の習得に努めます。</li> </ul>	随時  高齢者虐待対応に関する研修 1回/年	

<p>成年後見制度等の利用支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で行う講座等で成年後見制度等の利用促進を行います。</li> <li>・司法書士、弁護士との交流会へ参加し情報の共有を図ります。</li> <li>・市長申し立て事例等に関しては担当課とともに成年後見制度利用促進中核機関と連携を図り支援に努めます。</li> </ul>	<p>随時</p>	
<p>消費者被害への相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者被害から高齢者を守るために、地域の情報収集に努め、被害の未然防止のための啓発を行います。訪問の際、注意喚起のチラシを配布し啓発します。</li> <li>・被害相談時には消費生活センターや警察等関係機関と連携し対応に努めます。</li> </ul>	<p>随時</p>	

③包括的・継続的ケアマネジメント支援

<p>地域における包括的・継続的ケア体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域関係機関等へ周知活動を行い顔の見える関係作りと支援連携強化に努めます。</li> <li>・ふくしあ内で圏域の地域課題を抽出、把握し具体的取り組みについて検討して行きます。</li> <li>・懇話会を開催し地域に関する情報共有と支援協力体制づくりに努めます。</li> </ul>	<p>周知事業随時</p> <p>ふくしあ連携会議 12回</p> <p>相談協力員懇話会 8回</p>	
<p>介護支援専門員への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアマネサロン「ほくほく」を開催し、ケアマネ業務課題と地域課題、また社会資源について情報共有を行います。</li> <li>・5包括主催研修の企画、開催に向け協力を図り、介護支援専門員の質の向上に努めます。</li> </ul>	<p>ほくほく年1回 5包括主催研修年1回</p>	
<p>④介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいデイサービス職員との連携、実態把握事後等、自立支援に向けた取り組みが必要な方に対し積極的に関与を行います。</li> </ul>	<p>随時</p>	

	・委託を行っている居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成するケアプランの相談、助言を行います。		
⑤地域におけるネットワーク活動の展開			
地域の見守り活動の周知・拡大	ふくしあ社協の協力のもと、見守りネットワーク組織の立ち上げ後の継続的な運用が可能となるために各地域へ助言、指導等を行います。	随時	
地域の社会資源の掘り起こしと活用	広報紙「ほっこり」を年1回発行し、関係機関などに配布をし、引き続き民間企業とのネットワークを広げていきます。	ほっこり年1回発行	
⑥認知症に関する取り組み			
認知症への理解を深める普及・啓発	①改正された認知症ケアパスを地域住民や関係機関へ配布し普及・啓発に努めます。 ②市民キャラバンメイトと共にサポーター養成講座を実施していきます。(市民向け・シニアクラブ・地区福祉協議会等)	随時 3回/年	
認知症高齢者やその家族に対する支援	①地域に繋がらない、介護保険サービスに繋がらない認知症の方や家族へ茶のみやカフェ参加を促していきます。 ②若年性認知症交流会「はじめの一步」へ協力参加していきます。	茶のみや 定期開催(12回/年) 出張開催(1回/年) はじめの一步 (1回/年)	○
認知症疾患センターとの連携	①認知症施策会議で各包括推進員、予防支援係、認知症疾患センターと連携し、認知症に関する研修会を企画実施していきます。 ②認知症疾患センターと連携し個別ケース対応への早期介入に努めます。	1回/年  随時	

	認知症初期集中支援チームの業務	対象者を包括内で検討し、認知症初期集中支援チームと連携を図り、適切な医療、支援に繋がられるよう対応していきます。	随時	
	⑦生活支援体制整備事業に関する取り組み	ふくしあ社協、行政と協働し圏域内で不足しているサービス等を把握し、高齢者を支える仕組みづくりを検討していきます。	随時	
⑧地域ケア会議の開催				
	個別	週1回の包括内定例会議、月1回のふくしあ連絡会等を利用しケース対応を検討し「権利擁護」「認知症」「処遇困難」等の事例について、担当介護支援専門員や必要関係機関を招集し会議を開催して行きます。	開催数 10 回	
	地域	住民の「出会い」と「つながり」の仕組みづくりをふくしあ入所団体とともに取り組んでいきます。	開催数 9 回	○
	⑨在宅医療・介護連携推進事業に関する業務	多職種連携会議（さてつ）に出席し、在宅医療機関と連携を深めていきます	12 回/年	

## 令和7年度 掛川市ききょう荘 事業計画書

### 事業方針

養護老人ホーム掛川市ききょう荘は、平成11年度より運営管理を掛川市から受託し、その後指定管理制度（5年間）に移行しました。1回目（平成18年度）から始まり、現在4回目（令和3年度～令和7年度）の5年目（最終年）として事業運営を継続して参ります。

令和7年度の法人事業計画にも示されたように、掛川市からは養護老人ホーム掛川市ききょう荘の利用者を数年後に小笠老人ホームへ集約するということが示されております。今後、掛川市と協議の上、早期に集約化計画を立案し、関係各所と情報を共有すると共に連携を図りながら適切な対応を行って参ります。

令和7年度、利用者数が大幅に減少していく局面においても、引き続き生活の場として利用者の意思及び人格を尊重した処遇に努めて参ります。法人の基本理念である「利用者本位のサービス提供」に基づき個別処遇計画書を作成し、自立した日常生活を営むことができるよう支援して参ります。クラブ活動を始め季節行事・外出行事・地域交流などを計画し、明るく家庭的な雰囲気作りを心掛け、利用者の個性に応じた生活支援に努めて参ります。これまでの実績と経験を活かし、地域や利用者・家族との信頼関係を発展させ、利用者幸福度の向上に努めて参ります。

職場環境の整備においては、現代社会において深刻な問題となっているハラスメントについて、真摯に取り組んで参ります。ハラスメントは被害者個人だけでなく、組織全体に深刻な影響を及ぼします。ハラスメントの定義や種類は社会の変化とともに拡大しており、常に新しい形態のハラスメントに注意を払う必要があります。今一度、ハラスメントの基本的な知識を整理し、多様なハラスメントに対応できる柔軟な防止策を講じて参ります。ハラスメントの芽を早期に摘むことで健全な労働環境を維持し、互いを尊重し合う職場を築いていけるよう努力いたします。

### 事業目標

#### 1. 相談援助（生活相談員）

##### ①日常生活の支援

- ・利用者が安心した生活を営むことができるように、多職種の専門性を活かしたチームアプローチの推進を図ります。
- ・集団活動として、館内清掃・歩行運動・日常的な作業への参加を促します。また四季の行事やグループ外出においては利用者の意向を取り入れることで、利用者満足度の向上を目指します。生活相談については、個々の相談にしっかり耳を傾け、その思いに寄り添い早期に対応できる取組みを進めます。

##### ②個別処遇計画におけるマネジメントの確立

- ・利用者の個別性を重視したアセスメントとモニタリングを行い、利用者本位となるサービス提供ができるように多職種で共通した認識を持ち、統一した対応を行います。

- ・利用者及びその家族の意向とニーズを把握することで、適切な支援計画の作成と計画に基づいたサービスを提供します。また、個別処遇方針は半年ごとに見直しを行い、利用者がその有する能力に応じた指導及び訓練を行います。
- ・必要に応じて行政機関と情報を共有し意見交換の上、利用者の支援方針を決定します。

## 2. 生活支援（支援員）

### ①日常生活の充実

- ・共同生活における生活のルールを基本とし、利用者がお互いに安心して生活できるよう、利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりのニーズに応える支援を行います。
- ・日々の環境衛生に着目し、援助や代行が必要な利用者に対しては、職員と共に居室の整理整頓及び清潔保持に努めます。
- ・グループ行事では個々に満足感を味わっていただけるよう利用者の要望を取り入れた目的の並びに食事場所を選定し、行事に関しては利用者が明るく楽しく参加できるように創意工夫します。
- ・地域交流として水垂地区合同グラウンドゴルフ大会を開催します。
- ・支援員として利用者の心身の状態を観察する中で、体調変化や異変に気付いた場合は、すみやかに多職種と情報を共有し対処します。
- ・「掛川市ききょう荘の歌」を制定し、利用者同士、利用者と職員の親睦を深めます。

### ②自立支援

- ・利用者の自主自立に向け、棒体操・歩行運動・お庭踏み石・グラウンドゴルフなど、積極的に参加を促し、虚弱化防止・体力の維持に努めます。
- ・介護サービスを必要とする利用者に対し、心身状態の改善を目的として、適切な介護サービスを活用し、生活機能の回復を目指します。
- ・社会との関わりが持てるように通院や買い物は、個々に外出ができるように支援します。

## 3. 健康管理（看護職員）

### ①口腔機能の維持向上

- ・誤嚥予防のため口腔体操を継続して行い、ゆっくり食し、よく噛んで咀嚼する事を常に発信していきます。また、葛ヶ丘歯科による歯科検診（年1回）を予定し、不具合が指摘された際は、早期に受診へ繋げます。

### ②認知症の予防

- ・脳に刺激を与え進行を遅らせる効果がある指の体操、言葉の体操、頭の体操（脳トレ）を活用して認知症予防の充実に図ります。
- ・難聴予防に関しては、定期的な受診を行い耳垢除去に努めます。
- ・精神疾患を患っている利用者には定期通院を継続し、良好な状態が維持できるように医療機関との連携に努めます。また認知症との区別を図り個別支援を検討します。

### ③感染症対策

- ・感染対策委員会と共に感染予防と発生時の拡大防止に努めます。
- ・発生の予防として、利用者及び職員への衛生教育（手洗い・消毒・換気等）の実施及び体調変化の早期発見と対応に努めます。
- ・発生時の拡大予防として、初期対応訓練や物品整備を行い、発生後の拡大を抑える準備を行います。また、発生時には臨時感染対策委員会を開催し対応を協議します。他部署と連携を密に図り、感染の早期終息に努めます。

### ④医療サイン

- ・早期に利用者の体調の異変を発見し、リスク回避に努めます。
- ・専門科への受診が必要な利用者に対して、迅速に手配します。

## 4. 食生活・栄養管理（栄養士）

### ①食事機能維持による生活の質の向上

- ・食事は生活の中でも大事な楽しみの一つです。食事は栄養を摂るだけのものではなく、健康維持・病気予防の役割もある為、自分の口から安全に食べることを長く維持できれば生活の質の向上に繋がります。多職種と連携し、誤嚥防止の「飲み込む力」を鍛える取り組みをします。

### ②多様なニーズへの対応

- ・介護食や治療食など個々にあった食事を用意し、それぞれに寄り添った食事提供に努めます。また安心して召し上がることが出来る食事を提供することにより「食べる力」「生きる力」をつけ、健康寿命を延ばす取り組みに努めます。

### ③こだわりの食事・楽しめる食事

- ・給食委託会社の自社工場で精米したお米や化学調味料を使わないこだわりぬいた調味料、自社スイーツ工場で作られる手作りのおやつ、また塩分控えめでも味わい深く食することが出来るバランスの整った食事を提供します。その他に外食の機会が少ない方でも特別感や季節感を味わえるよう、外注の食事や季節のデザートを提供し満足度の高い食事サービスに努めます。

### ④安全衛生

- ・給食委託会社と連携を図り、保健所等の指導を仰ぎながら安全な調理に留意していきます。また利用者・職員共々手洗いや消毒など衛生管理に努め食中毒の防止に取り組みます。

## 5. 災害対策

### ①各災害に備えた防災訓練の実施

- ・月毎に「地震・火災・土砂災害・水害」に備えた防災訓練を実施します。又年2回総合防災訓練を行い、火災に対する一連の行動が出来るように知識や技能を習得します。
- ・災害対応は地域との連携が不可欠であることを踏まえ、地域の防災訓練へ職員が参加協力します。

### ②災害等に備えた防災教育の実施

- ・利用者、職員を対象とした防災教育を実施します。
- ・備蓄資機材の保管状況や管理方法について必要な見直しを行います。また消防用設備等の自主点検については職員の当番制とすることで防災意識を高めます。

### ③食材、備品の備蓄

- ・防災食倉庫の整理を行い、災害時に円滑に使用することができるよう適正な管理を行います。役割を終えた災害時用備蓄食料については掛川市社会福祉協議会フードバンクへ提供します。

## 6. 委員会活動

### ①感染対策委員会

- ・日常における標準的な感染症対策（手指消毒、マスク着用、換気、消毒）の実施、流行期における段階的な感染対策のコントロールに取り組みます。
- ・マニュアルに沿い、業務継続に向けた取り組みを強化します。

### ②事故防止・身体拘束適正化検討委員会

- ・ヒヤリ・ハット報告、事故報告のデータ管理・検証を行い職員へ発信します。
- ・リスクマネジメントを主眼に事故対策として、再発予防に向けた課題検討、並びに再発防止策を講じます。
- ・利用者個人の能力評価、要望の傾向、行動パターンの把握、生活背景を理解することで、身体拘束を行わない支援に取り組みます。

### ③虐待防止検討委員会

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討し、その結果を職員へ周知するとともに必要な研修を実施します。
- ・第60回関東ブロック老人福祉施設研究総会・第20回アクティブ福祉 in 東京合同大会において、虐待防止検討委員会の取り組みについて発表します。

### ④サービス向上委員会

- ・接遇マナー（挨拶、笑顔、丁寧な言葉づかい）について各職員が自己点検・相互点検し必要に応じて改善に取り組みます。
- ・ハラスメント対策を実施し、職員がチームの一員としての自覚を持ち、お互いの意見を尊重し合い、意見を言いやすい雰囲気を作ることで心理的安全性を高めます。

## 7. 設備・環境整備

### ①省エネの取り組み

- ・最大需要電力量の推移を把握し、適切に管理します。
- ・書類はできる限り電子化し、紙を使わずに伝達・保管・管理をします。

### ②修繕と設備更新

- ・ボイラー供給設備メンテナンス工事
  - ② 掛川市年次計画による施設改善
- ・突発的に発生する修繕工事は、指定管理者である掛川市と協議の上、対応します。